

養老町商工会便り



2022年2月
199号

◇年末大売出し抽選会を開催

商業部会では年末大売出し抽選会を1月13日（木）に商工会館で開催しました。

特 賞 3万円の養老町地域商品券 10本
1等賞 1万円の養老町地域商品券 15本
2等賞 3千円の養老町地域商品券 200本
を抽選しました。当選者の方には早速発送いたしました。



◇事業復活支援金に関するお知らせ

【給付対象】（下記①と②を満たす事業者）

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）

【給付額】

基準期間の売上高一対象月の売上高×5か月分

※基準期間：2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

【個人事業者】

減少率	給付額上限
▲50%以上	50万円
▲30%～50%未満	30万円

【法人】（年間売上高※1に応じて給付額上限が異なります。）

	年間売上高		
	1億円以下	1億円～5億円以下	5億円超
減少率	給付額上限		
▲50%以上	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%未満	60万円	90万円	150万円

※1:基準月を含む事業年度の年間売上高

【申請受付期間】

2022年1月31日（月）～5月31日（火）

【申請方法】

Web申請（スマホ対応可）

※初回に限り登録確認機関の登録が必要です（一時・月次支援金を受給された事業所様は不要）

商工会では、商工会員に限り登録確認に対応させていただきます（要事前予約）

【相談ダイヤル】

事業復活支援金事業 コールセンター

0120-789-140（8時30分から19時 土日、祝日含む全日対応）

◇岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)

【申請要件】

対象事業者が岐阜県の営業時間短縮等の要請に全面的にご協力いただいた事業者

■対象事業者

20時を超えて5時までの時間帯に営業を行っている岐阜県内の飲食店、遊興施設、結婚式場（※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）

■岐阜県営業時間短縮等の要請

- ・要請期間：令和4年1月21日～2月13日
- ※22日及び23日から要請に応じた場合も可
- ・営業時間を5時～20時の間に短縮
- ・終日、酒類の提供を行わないこと
- ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける

【支給金額】

1日当たり支給単価 3万円～上限 10万円
要請の全期間、営業時間の短縮等を実施した店舗に対し、売上高に応じて売上高又は売上高減少額に基づいた額を支給

【相談ダイヤル】

岐阜県協力金コールセンター
058-272-8192（9時から17時）

◇小規模事業者ネクストチャレンジ事業補助金について

養老町内の小規模事業者が、新規又は持続的な経営に向けた事業計画に基づいて取り組む、販路開拓や事業の新分野展開、町内の空き店舗等を利活用して出店する者を支援し、小規模事業者の活性化を図るための補助金となります。

【申請締切】

令和4年2月28日までに補助対象事業が完了するもの。

【補助対象事業】

- ①販路開拓等に係る事業
- ②生産性向上等の業務効率化に係る事業
- ③新分野展開又は業務転換による規模拡大に係る事業
- ④空き店舗等を利活用する事業

【補助対象額】

補助対象経費の1/2以内

補助上限額

販路開拓、業務効率化等：10万円

空き店舗等の改装費：100万円

空き店舗等の取得費：200万円

その他、補助事業により異なるため、養老町のホームページより詳細をご覧ください。

(<https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2021090300014/>)

◇確定申告はお早めに

今年も確定申告の季節となりました。本年は感染症対策として、完全予約制による確定申告の受付を実施いたしております。お早めの予約をお願いしま



す。個人番号の記載が必要となりますので、申告者及び被扶養者の「マイナンバーカード又は通知書」と税務署から届いた「確定申告のお知らせ」ハガキを必ずお持ちください。

※個別相談日：2月1日～3月15日の土・日・祝日除く 9:00～16:00

※3月15日は電子申告送信日ですので申告相談は3月14日までにお済ませください。

・税理士による個別指導日

2月15日(火)、17日(木)、22日(火)、25日(金)

3月2日(水)、4日(金)、7日(月)、8日(火)、9日(水)、10日(木)、14日(月)、15日(火)

時間：13:00～16:00

◇商工会の実施した主な事業等

1. 5 女性部2役会
1. 11～14 年末調整個別指導(商工会館)
1. 13 年末大売出し抽選会

◇参加した主な会議等

1. 13 女性部講習会(神戸町)
1. 14 県女連おもてなし交流事業開催事務打合せ会議(揖斐川町)
1. 24 事業継続力強化支援会議(zoom)
1. 25 税務・経理研修会(大垣市)

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」「IT支援」「補助金書類作成支援」など皆様のご相談に応じた支援を行っています。

発行：養老町商工会

TEL:32-0549 FAX: 32-2862

E-mail: yourou@ml.gifushoko.or.jp

URL: <http://yoroshokokai.net/>